

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社Cに雇用され、同年〇月〇日、配達業務中、上り坂を小走りで上ろうとした際、左足に痛みが生じた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、D整形外科に受診し「左下腿筋断裂」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日をもって治癒（症状固定）した。
- 3 請求人は治癒後、障害が残存したとして障害補償給付を監督署長に請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

本件は、請求人が、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害に該当するか否か。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、左下腿のふくらはぎ部分が激しく痛み、仕事に就くことができないため、障害等級第12級であると主張する。

請求人の左足の障害の状態について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、左足関節の関節運動範囲が健側と比較して制限されていない旨診断し、同年〇月〇日付け意見書において、筋腱移行部での腓腹筋断裂であり、痛みとして症状が出る可能性はある旨述べている。また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、受傷筋肉部に陥凹がみられ、その部位に痛みが残り、また、通常業務に支障はないと思われるが、常時痛みが残っているものと考えられる旨述べている。

当審査会としても、請求人の受傷の経緯とその療養の経過から、上記両医師の医学的見解は妥当なものと認めるところであり、決定書理由に説示するとおり、請求人に残存する障害の程度は、「局所に神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）と認めるのが相当であると判断する。

このほか、請求人のその余の主張についても一件記録を子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。